

# 事故報告(注意喚起)

九州地方整備局 港湾空港部  
工事安全推進室

管内事務所の工事で発生しました事故について、事故発生の原因及び再発防止対策を取りまとめましたので情報提供致します。

## I. 事故概要

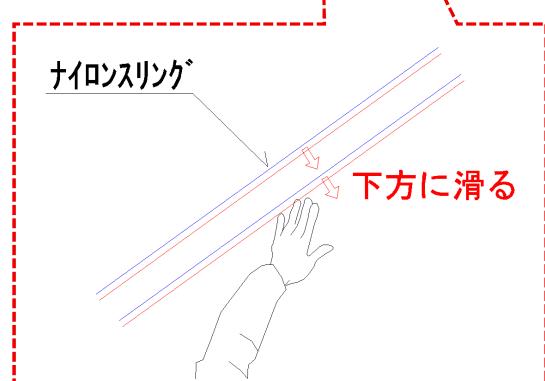
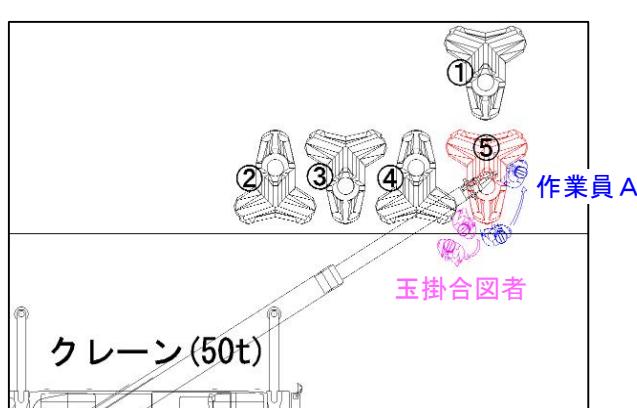
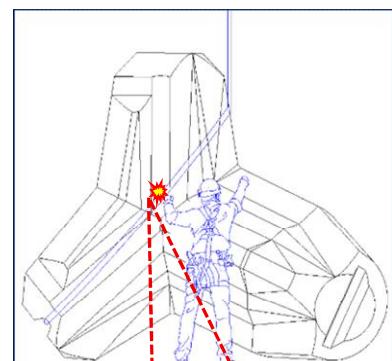
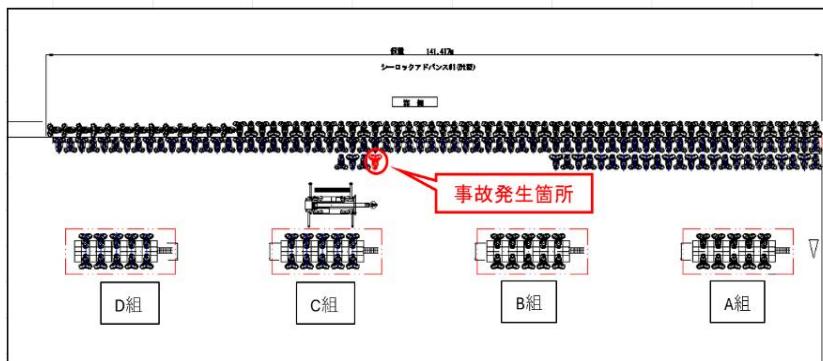
発生日時：令和7年10月21日(火)11時50分頃

作業内容：消波ブロック製作工(転置作業)

被災状況：左環指末節骨開放骨折、左環指挫滅創

## II. 事故発生状況

消波ブロック型枠脱枠後、転置した消波ブロックの転置位置が少しずれたため、玉掛合図者の吊り上げ開始の手合図により再吊上げ作業を行った。その際、玉掛者(作業員A)が消波ブロックから離れておらずブロックに手を添えていた状態であったところ、その付近のナイロンスリングに荷重が掛かったことにより下方に滑ってずれたことから、消波ブロックとナイロンスリングとの間に左手薬指を挟み負傷した。



### III. 事故発生の原因

- 1) 玉掛け団者は、目視で確認しないまま、玉掛け(作業員A)がブロック近辺から退避したものと思い込み、クレーンオペレーターに対し手合団により吊り上げ開始の指示を出した。  
【思い込み、確認不足(目視による作業員の確認不足)】
- 2) 玉掛け(作業員A)は、玉掛け後はブロック近辺から退避しなければならないことは認知していたが、本事故発生当時は、午後から安全教育を実施予定であったため、作業を午前中に終わらせる必要があると考えながら作業を行っており、当該作業に集中できてしまはず、玉掛け後にブロックから退避することを失念してしまった。【集中不足】
- 3) 玉掛け(作業員A)は、当該玉掛け作業を行う予定でなかったが、脱枠作業を終え手が空いており、当該作業を午前中に終わらせる必要があると思い、急遽自主的に当該作業に加わった。【担当外の作業員による作業実施、人員配置徹底の不足】
- 4) 作業手順書には、転置作業について「周囲の確認」、「旋回範囲内の立入禁止」、「作業員の退避確認」、「ナイロンスリングの点検」、「後向の作業を行わない」、「ゆっくり合団の指示を出す」としか示されておらず、また、玉掛け団者が、作業員がいないことをどのようにして確認するか具体的に明記されていなかった。さらに、玉掛け(作業員A)は、玉掛け後の異常なしの旨を玉掛け団者に返答した後、ブロックから離れなければいけないことが明記がされていなかった。【作業手順書の不明瞭】

### IV. 再発防止対策

- 1) 玉掛け完了後、玉掛け団者は、「玉掛け者が吊荷(消波ブロック等)から離れたこと(近辺から退避していること)」及び「吊荷周辺に人がいないこと」を目視で確認した上で、吊上げ作業に移ることを徹底する。  
【玉掛け後、玉掛け者退避の目視確認徹底】
- 2) クレーンオペレーターと玉掛け団者は、同時通話の無線機を使用してクレーン合団を行うこととする。併せて、クレーンオペレーターから玉掛け団者に対し、無線にてクレーンカメラの情報を共有することにより死角が生じないようにすることの徹底及び、これにより作業員の配置状況の把握を徹底する。  
【玉掛け団者の死角を生じさせない、人員配置状況の把握の徹底】
- 3) 作業前日に元請及び下請の間で作業員の配置場所を決めたうえ、当日の朝礼時に安全掲示板に掲示し、作業員の配置を周知・共有することを徹底するとともに、配置場所以外の作業は行わないことを徹底する。  
【作業員配置の事前周知・共有の徹底、配置場所以外の作業禁止の徹底】
- 4) 作業手順書に、上記再発防止策1)【玉掛け後、玉掛け者退避の目視確認徹底】2)【玉掛け団者の死角を生じさせない、人員配置状況の把握の徹底】、3)【作業員配置の事前周知・共有の徹底、配置場所以外の作業の禁止の徹底】を追記する。  
【作業手順書の見直し・遵守徹底】